

総務委員会資料

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

- (3) 議案第8号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する
条例の制定について

資 料 新旧対照表

経 済 労 働 局

平成31年2月6日

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市競輪場内売店使用条例 昭和34年12月26日条例第36号 (売店使用料)</p> <p>第5条 使用者は、売店の使用料（以下「売店使用料」という。）として、営業しようとする日1日につき、1平方メートル当たり68円に使用する売店の面積を乗じ、これに<u>100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>を納付しなければならない。ただし、規則で定める売店に係る売店使用料の額は、営業しようとする日1日につき、1,000円を超えない範囲内において規則で定める額に<u>100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>とする。</p> <p>2 売店使用料は、月ごとに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4 略</p>	<p>○川崎市競輪場内売店使用条例 昭和34年12月26日条例第36号 (売店使用料)</p> <p>第5条 使用者は、売店の使用料（以下「売店使用料」という。）として、営業しようとする日1日につき、1平方メートル当たり68円に使用する売店の面積を乗じ、これに<u>100分の108を乗じて得た額</u>を納付しなければならない。ただし、規則で定める売店に係る売店使用料の額は、営業しようとする日1日につき、1,000円を超えない範囲内において規則で定める額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>2 売店使用料は、月ごとに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4 略</p>